

倉庫保管料の徴収代行業務に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、当社が行う倉荷証券に係る倉庫保管料の徴収代行業務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「倉庫保管料の徴収代行業務」とは、指定倉庫業者が保管する株式会社東京商品取引所（以下、「東商取」という。）の上場商品構成物品につき、指定倉庫業者が当社の清算参加者に対して有する保管料債権に係る請求並びに受領の代行業務について、指定倉庫業者又は指定倉庫業者が委託した東商取から当社が受任する業務をいう。
- 2 この要綱において「指定倉庫業者」とは、東商取業務規程第49条に基づき東商取が指定した営業倉庫を運営している倉庫会社等のうち、当社と倉庫保管料の徴収代行業務に係る契約又は覚書を締結している倉庫会社等をいう。
- 3 この要綱において「保管料等」とは、指定倉庫業者が清算参加者から徴収する保管料等及びこれに付随する消費税等の総額をいう。
- 4 この要綱において「取扱手数料等」とは、当社が清算参加者から徴収する取扱手数料及びこれに付随する消費税等の総額をいう。

(対象物品)

- 第3条 当社が行う倉庫保管料の徴収代行業務の対象物品は、東商取業務規程第10条に掲げる対象物品のうち、次の各号のとおりとする。
- (1) 貴金属市場にあつては、金地金、銀地金、白金地金及びパラジウム地金
- (2) 農産物・砂糖市場にあつては、一般大豆及び小豆

(契約等の締結)

- 第4条 当社は、前条第1号に掲げる貴金属市場の対象物品につき、新たに倉庫保管料の徴収代行業務を受任するときは、当社、東商取及び株式会社だいこう証券ビジネスとの間における覚書並びに当社、東商取及び指定倉庫業者との間における覚書をそれぞれ締結するものとする。
- 2 当社は、前条第2号に掲げる農産物・砂糖市場の対象物品につき、清算参加者からの申出に基づき新たに倉庫保管料の徴収代行業務を受任するときは、当該申出に係る指定倉庫業者と契約書及び覚書を締結するものとする。

(届出事項)

第5条 清算参加者は、新たに倉庫保管料の書換を当社に申請しようとするときは次の各号に掲げる事項につき、あらかじめ当社に届け出なければならない

い。

- (1) 倉庫保管料の書換の申請に用いる署名鑑及び印鑑
- (2) 当該業務に係る担当部署及び担当者

(倉荷証券記載事項変更申請等)

第6条 清算参加者は、当社に倉荷証券記載事項の保管料起算日に係る変更(以下、「保管料変更」という。)の申請をしようとするときは、当社が定める保管料書換申請書により申出なければならない。

- 2 当社は、清算参加者より保管料変更の申出を受けた場合は、指定倉庫業者に対し保管料等の計算書を発行し、その記載内容につき当該指定倉庫業者に確認を行なった上で当該清算参加者に請求するものとする。
- 3 保管料等の計算方法は当該指定倉庫業者の定めるところによる。

(保管料変更等)

第7条 当社は、清算参加者又は株式会社だいこう証券ビジネスより保管料変更のために倉荷証券が持ち込まれた場合は、前条第1項により定める申請書と倉荷証券の記載内容を確認のうえ、当該倉荷証券に係る保管料変更を行うものとする。

(請求書の発行)

第8条 当社は、清算参加者に対し、保管料等及び取扱手数料等並びにその他必要事項を記載した請求書を発行するものとする。

- 2 当社が清算参加者より徴収する取扱手数料等は別表のとおりとする。

(保管料等の振込)

第9条 当社は、前条の規定に基づき、清算参加者より支払われた保管料等及び取扱手数料等の総額から当社が徴収すべき取扱手数料等を控除した金額を指定倉庫業者に支払うものとする。

- 2 支払方法等その他必要な事項については、当社と指定倉庫業者との間で別に定めるものとする。

(報告事項)

第10条 清算参加者は、第5条各号に掲げる事項を変更した場合は、遅滞なくその内容を当社に報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社がその内容に照らして報告の必要があると認める場合は、その都度報告を求めるものとする。

(取扱銀行口座)

第11条 当社が行う倉庫保管料の徴収代行業務に係る保管料等を取り扱う銀行口座は、りそな銀行日本橋支店にて有する当社名義の普通預金口座とする。

(改正権限)

第12条 この要綱の変更は、代表取締役社長の決裁をもって行うものとする。

附 則

この要綱は平成25年2月12日から実施する。

別 表

取引所名	市場名	取扱手数料（税抜）
株式会社東京商品 取引所	貴金属市場	400円/枚 ただし、清算参加者が直接倉荷証券を持ち込む場合は350円/枚とする。
	農産物・砂糖市場	保管料総額の1%相当額 （100円未満は切り捨て） ただし、100円に満たない場合は最低手数料として100円を徴収する。